

(公印及び契印省略)

総情作第 100 号
令和 2 年 10 月 12 日

日本放送協会 会長
一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人衛星放送協会
又は一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟に所属する
テレビジョン放送事業者 代表者

殿

総務大臣
武田 良太

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第 7 版) の
遵守について (下請中小企業振興法第 4 条に基づく助言)

標記について、総務省では、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通をより一層促進する観点から、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長：舟田 正之 立教大学法学部名誉教授) における議論を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) を改訂し、本年 9 月 30 日に第 7 版として公表した。

ガイドラインでも指摘しているとおり、令和元年 11 月以降、総務省が関係省庁と実施しているガイドライン遵守状況調査等により、著作権の帰属について放送事業者と番組製作会社との間で認識の差が存在すること、番組製作会社間の下請取引についても適正化の課題が存在すること及び放送事業者によって下請法の対象となる取引(情報成果物作成委託)の範囲に関する理解等にばらつきがあること等が明らかとなっている。

貴社におかれては、親事業者と下請事業者との間の適正な製作取引を推進し、関係業界の更なる発展につなげる観点から、「下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準」(令和 2 年 1 月 31 日 20200130 中第 1 号) 第 8 2) (1) の規定(別紙参照) のとおり、ガイドラインの遵守を徹底するよう努められたい。

(別 紙)

○ 下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）（抄）

（振興基準）

第 3 条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者の
よるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

（指導及び助言）

第 4 条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下
請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行な
うものとする。

○ 下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準（令和 2 年 1 月 31 日
20200130 中第 1 号）（抄）

第 8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

2) 業種特性に応じた取組

- (1) 業種に応じて下請取引の実態や取引慣行は異なることから、親事業者及び
下請事業者は、公正な取引条件、取引慣行を確立するため、国が策定した業種
別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「下請ガイドライ
ン」という。）を遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニ
ュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を
自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。